

令和 2 年度
事業計画書

社会福祉法人佐賀県共同募金会

目次

令和 2 年度事業計画	P1
1. 共同募金運動の実施	P2
(1) 令和 2 年度募金目標額及び取組方法	
(2) 共同募金運動事業 並びに 広報の実施	
(3) 共同募金の効果的な配分の推進	
2. 災害等への対応	P5
(1) 災害等準備金制度の適正な運用	
(2) 緊急配分金（火災見舞金等）の配分	
(3) 災害義援金の受付及び適正な管理	
(4) 奉仕者事故見舞金制度の活用	
3. 民間公益委金を活用した助成事業への推薦	P6
4. 受配者指定寄付金の受入れ	
5. 佐賀県共同募金会会長表彰・感謝状の贈呈及び中央共同募金会会長表彰の伝達	
6. 会務の運営	
7. その他	

令和 2 年度事業計画

- 赤い羽根共同募金運動は、多くの県民の皆様を支えられながら、民間社会福祉活動の財源確保の役割を果たし、時代や福祉制度、福祉環境の変化に対応し社会福祉の発展の一翼を担ってきました。
- 近年、地域住民の皆様を取り巻く生活様式の変化・多様化が進むとともに、募金への意識や募金の在り方、役割に対する考え方も大きく変化していますが、共同募金会が取り扱う寄付金は、多様な民間活動を支えるための財源であることから、今後も資金ニーズに的確に応えていくために、時代の流れに応じた共同募金運動を展開していく必要があります。
- そのためにも、共同募金の意義や使いみち、必要性について、広報誌やホームページ等において広報を強化するとともに、企業の社会貢献活動や個人寄付者への働きかけを強化し、寄付者が自らの寄付が地域の課題解決に寄与していることをより認識していただける環境づくりを進めます。また、インターネットを活用した募金等、時代に応じた募金方法の整備にも取り組みます。
- 上記を踏まえ、すべての人がそれぞれの地域で安心していきいきと暮らしていける「福祉のまちづくり」の推進と「支えあいの心」「たすけあいの心」を大切にする運動をより一層推進します。

1 共同募金運動の実施

(1) 令和 2 年度募金目標額及び取組方法

① 募金目標額

目標額は、配分を希望する県内の福祉施設、団体、社会福祉協議会等からの配分申請額に基づき算定しますが、当初の目標として次のとおり設定します。

ア. 一般募金	126,000,000円
イ. 歳末たすけあい募金	30,000,000円
(内訳) NHK歳末たすけあい募金	7,000,000円
地域歳末たすけあい募金	23,000,000円
ウ. 合計(ア+イ)	156,000,000円

② 募金方法

募金の方法は次によります。

- ア. 戸別募金
- イ. 法人・個人大口募金
- ウ. 職域・資材募金（赤い羽根協賛品含む）
- エ. 学校募金
- オ. 街頭募金
- カ. イベント募金
- キ. 団体サポート募金（申請があれば1～3月に実施）
- ク. インターネットを活用した募金
（中央共同募金会が運営するシステムを活用）

③ 募金・広報資材

次に掲げる資材を活用し、募金活動を展開します。

- ア. 赤い羽根・ステッカー
- イ. 赤い羽根協賛品カタログ
- ウ. 募金バッジ
- エ. 佐賀県オリジナルポスター
- オ. 募金箱
- カ. 共同募金運動チラシ
- キ. 寄付者・企業向けパンフレット
- ク. 募金ボランティア向けパンフレット
- ケ. 配分使途明示チラシ
- コ. キャラクターシール・協力店応援シール
- サ. 広報用パネル
- シ. イベント用着ぐるみ「愛ちゃんと希望くん」

(2) 共同募金運動事業並びに広報の実施

① 赤い羽根感謝のつどいの開催

- ア. 内 容 共同募金配分が決定した施設、団体、社会福祉協議会等に対して、
配分決定通知を交付します。
- イ. 日 時 4月21日（火）13時30分～15時00分
- ウ. 会 場 アバンセホール
- エ. 参加者 200名程度（県関係者、受配施設、募金ボランティア等）

② 第74回共同募金運動開始式・空の第一便メッセージ伝達式の開催

ア. 内 容 共同募金の開始について、募金ボランティア、協力企業等に対して宣言し、引き続きの協力を呼びかけます。併せて、ANAグループの協力による共同募金運動開始に伴う空の第一便メッセージの伝達及びデザイン・標語作品の受賞者表彰式を行います。

イ. 日 時 10月1日（木）11時00分～12時00分

ウ. 会 場 未定

エ. 参加者 200名程度（県関係者、受配施設、募金ボランティア等）

③ 第33回赤い羽根デザイン及び赤い羽根標語作品募集の実施

ア. 内 容 赤い羽根に関するデザイン及び標語作品を県内の学校等から募集し、受賞作品についてはポスター等に活用します。

イ. 時 期 4月中旬から公募予定で、7月に受賞者を決定します。

受賞者に対しては、10月1日の運動開始式において表彰します。

④ NHK歳末たすけあい 第58回有名作家作品頒布展の開催

ア. 内 容 NHK歳末たすけあい募金のチャリティイベントとして開催します。佐賀県に縁のある有名作家の方々から作品を提供いただき頒布し、売上全額が募金となります。

イ. 時 期 12月初旬に開催予定です。

⑤ NHK歳末たすけあい 第27回新作カレンダーバザーの開催

ア. 内 容 NHK歳末たすけあい募金のチャリティイベントとして開催します。佐賀県内の法人会等を通じて提供いただいたカレンダーを頒布し、売上全額が募金となります。

イ. 時 期 12月下旬に開催予定です。

⑦ 各市町支会を中心とした募金活動の実施

佐賀県共同募金会の各市町支会を中心として、民生委員・児童委員、自治会、区長会、ボランティア団体等による募金ボランティアの方々に協力をいただき、戸別募金、法人募金をはじめとして地域性に応じた募金活動を実施します。

⑧ その他の共同募金に係る取組

上記以外に実施する主な取組は次のとおりです。

ア. 各種事業の広報を通じた、共同募金の意義や仕組み、使途、必要性についての理解促進（本会ホームページへの掲載、テレビ・ラジオ・新聞等の地元マスメディアへの広報協力依頼並びに「福祉のまちだより」「さが社協だより」（県社会福祉協議会発行）などを予定）

- イ. 県産品を活用した「赤い羽根協賛品」の拡充促進
- ウ. 法人、職域募金、募金箱の設置等による企業の協力促進
- エ. 学校募金の推進と児童生徒による募金ボランティア活動の促進
- オ. 配分申請団体や受配団体等の積極的な運動協力並びに参画促進
- カ. プロサッカーチームとのタイアップによるコラボグッズの製作
- キ. 赤い羽根募金支援自動販売機の周知、設置促進
- ク. 各種イベント・街頭募金活動の推進

(3) 共同募金の効果的な配分の推進

① 地域福祉の推進に重点をおいた民間社会福祉事業と更生保護事業への配分

ア. 地域福祉の推進

(ア) 市町社会福祉協議会が取り組む地域福祉推進事業への配分

(イ) 全国共通の配分テーマである「地域から孤立をなくす活動」に沿った事業並びに新たな地域課題解決に向けた事業を行う市町社会福祉協議会等の活動への配分

- ・ 地域から孤立をなくす活動支援事業
- ・ 新たな地域課題解決に向けた事業
- ・ 安心・安全なまちづくり支援事業 等

イ. 民間社会福祉施設の設備等整備の支援

(ア) 公益資金の推薦と調整のうえ、民間社会福祉施設の設備等整備への配分

ウ. 県域の社会福祉・更生保護団体の活動支援

(ア) 県域の社会福祉・更生保護団体が行う広域的な活動への配分

エ. ボランティア団体・NPO法人等の活動支援

(ア) ボランティア団体・NPO法人等が行う広域的な活動への配分

② 歳末たすけあい運動の適正な実施と効果的な配分

ア. NHK歳末たすけあい募金を活用し、社会福祉施設利用者の年末年始の活動を支援します。

イ. 地域歳末たすけあい募金を活用し、各市町において実施される歳末期の援護事業や在宅福祉の活動を支援します。

③ 「古賀常次郎基金（どがんね基金）」による児童福祉施設への配分

篤志家の古賀常次郎氏による寄付を財源として、児童福祉施設の活動を支援します。平成30年度から令和2年度までの3ヶ年で配分を行う計画であり、令和2年度が最終配分となります。

④ 団体サポート募金の試行実施（3年目）

地域生活課題等に対応する配分テーマ事業に取り組む団体や地区を公募し、団体自らが募金活動を行うことで寄付を募り、寄せられた募金を財源に活動を支援する募金方法です。3ヶ年の試行実施としており、今年度で3年目の公募となります。

（想定するテーマ事業）

- ア. 地域から孤立をなくす活動
- イ. 高齢者や障がい者などの移動支援活動
- ウ. 子育て支援活動
- エ. クッキングによる配食・フードコート支援活動

2. 災害等への対応

(1) 災害等準備金制度の適正な運用

令和2年度共同募金実績額の3%を「災害等準備金」として積立てます。

この災害等準備金は、「災害救助法」適用の大規模災害が発生し、被災地で災害ボランティアセンターが設置された場合に、「災害支援制度運営要綱」に基づき災害ボランティアセンターの活動費支援に活用します。

また、積立て後、3年間拠出のなかった災害等準備金については、翌年度の配分財源として、活用します。

(2) 緊急配分金（火災見舞金等）の配分

県内で発生する地震、火災、風水害等による災害被災者に対し、配分要綱に基づき見舞金を配分します。

(3) 災害義援金の受付及び適正な管理

昨年度、県内で発生した令和元年8月佐賀県豪雨の災害に伴う義援金の受付を引き続き実施するとともに、中央共同募金会を通じて案内される他県の災害義援金についても受付窓口として、適正に管理を行い、被災県を通じて被災者に届けます。

(4) 奉仕者事故見舞金制度の活用

本運動に従事する支分会役職員並びに奉仕者が奉仕活動により、傷病や疾病、または死亡した場合に、中央共同募金会に見舞金を申請します。

3. 民間公益資金を活用した助成事業への推薦

県内の民間社会福祉の増進を図るため、本会が窓口となって下記の公益財団法人が実施する助成事業の申請受付事務及び推薦事務等を行います。

- (1) 中央競馬馬主社会福祉財団
- (2) 車両競技公益資金記念財団

4. 受配者指定寄付金の受入れ

特定の受配者（社会福祉法人・NPO法人）を指定して寄付を行う場合に、共同募金会を通じて行うことで、税制上の優遇措置を受けることができる制度です。

ホームページ等での広報をさらに推進します。

5. 佐賀県共同募金会会長表彰状・感謝状の贈呈 及び 中央共同募金会会長表彰の伝達

長年、共同募金運動に協力いただいた奉仕者、団体、従事者等に対して表彰状並びに感謝状を贈呈します。併せて、中央共同募金会会長表彰状の推薦や伝達を行います。

6. 会務の運営

- (1) 理事会の開催（通常年3回）
- (2) 評議員会の開催（通常年3回）
- (3) 監事による監査（年1回）
- (4) 評議員選任・解任委員会の開催（必要に応じて随時開催）
- (5) 配分委員会の開催（年2回）
- (6) 歳末たすけあい配分委員会の開催（年1回）
- (7) 公益資金導入推薦委員会の開催（必要に応じて随時開催）
- (8) 赤い羽根デザイン・標語審査会の開催（年1回）
- (9) 市町支会事務局長会議の開催（年2回）
- (10) 市町支会担当職員会議、研修会の開催
- (11) 共同募金委員会への移行に関する検討
- (12) 共同募金運動の実施にかかる関係規程・要綱等に基づく、厳格で適正な事務処理並びに募金管理の徹底

7. その他

- (1) 中央共同募金会主催会議、研修会への出席
- (2) 九州ブロック共同募金会常務理事・事務局長会議への出席（宮崎県）
- (3) 九州ブロック共同募金会職員研究協議会への出席（大分県）